平成３０年４月２日

福岡地方検察庁小倉支部・行橋支部
検察官，事務官　各位

福岡地方検察庁小倉支部
支部長　森脇尚史

福岡地方検察庁小倉支部管内における決裁区分について（事務連絡）

福岡地方検察庁，福岡地方検察庁支部及び管内区検察庁における事件処理決裁細則が，平成３０年４月１日付けで全部改正されたことに伴い，同改正後の同事件処理決裁細則第３条及び第５条に規定された決裁区分を別紙１及び別紙２とし，検察官事務取扱検察事務官が処理する事件のうち，三者即日処理方式により処理する交通切符事件の決裁者については，事前に三者即日処理当番表により承認した検察官を指定するものとし，本年４月２日から運用することとする。

別紙１

福岡地方検察庁小倉支部・行橋支部，小倉区・折尾区・行橋区検察庁

事件処理決裁区分一覧表

<table>
<tr><th rowspan="2">事件の種類</th><th colspan="2" rowspan="2">処分内容</th><th colspan="2">決裁者</th></tr>
<tr><th>副支部長</th><th>支部長</th></tr>
<tr><td rowspan="5">一般刑事事件（逆送事件を含む。）</td><td colspan="2">公判請求</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地方事件</td><td>略式請求</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>不起訴</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>その他の処分</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">区事件の略式請求，不起訴その他の処分</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">自動車による業務上（重）過失致死傷・自動車運転過失致死傷・自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律違反事件</td><td rowspan="3">致死事件</td><td>公判請求</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>略式請求</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>不起訴</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">致傷事件の公判請求</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">略式請求，不起訴</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の処分</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">道路交通法等交通関係法令違反事件</td><td colspan="2">公判請求</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">略式請求，不起訴その他の処分</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td>少年事件</td><td colspan="2">家裁送致その他一切の処分</td><td>○</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">労働関係者保護法規違反事件</td><td colspan="2">公判請求，略式請求，不起訴</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の処分</td><td>○</td><td></td></tr>
</table>

ただし，検事正の指揮を受ける事件（①請訓又は報告を要する事件②死刑又は無期懲役を求刑する事件③公職選挙法違反事件，贈収賄事件④公安労働事件（労働関係者保護法規違反事件を除く。）⑤直告事件⑥特異・重大あるいは社会の耳目を引いた事件）及び副支部長において必要と認めた事件については，支部長までの決裁とする。

別紙２

[redacted]決裁区分（行橋区検を含む）

事　件　の　種　類		処分内容
副検事が担当する区事件（身柄事件を除く）のうち	1　万引き事件 2　自転車被害に係る窃盗・占有離脱物横領事件 3　盗撮事件 4　軽犯罪法違反事件	略式命令請求及び不起訴処分
検察官事務取扱検察事務官が担当する事件（身柄事件を除く）		略式命令請求及び不起訴処分

※１　[redacted]が必要と認めた事件については，副支部長の決裁を受ける。

※２　なお，[redacted]には，以下の事件について中間決裁させるものとする。

(1)　副検事が担当する区事件で，自動車運転過失致傷，過失運転致傷及び道路交通法違反等交通関係法令違反事件（身柄事件を除く）で，略式命令請求及び不起訴処分する事件

(2)　新任副検事が担当する全ての事件（身柄事件を除く）

(3)　その他支部長が必要と認めた事件